議案第12号

羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和6年2月26日 提出

羽曳野市長 山入端 創

## 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)の一部改正に伴い、用語の整理その他の所要の改正をするため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 の一部を改正する条例

 令和
 年
 月
 日

 羽曳野市条例第
 号

羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年羽曳野市 条例第 38 号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に 改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」 に、「法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特 定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第2の2の項特定個人情報の欄を次のように改める。

- (1) 住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 7 条第 4 号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)
- (2) 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)
- (3) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護の実施、就労自立給付金又は進学準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)
- (4) 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)
- (5) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)による児童及びその家庭についての調査及び判定若しくは障害児入所支援又は身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)

- (6) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び 特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又 は配偶者支援金の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」 という。)
- (7) 医療保険各法(健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)、船員保険法(昭和 14 年 法律第 73 号)、私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)、国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)又は地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)をいう。)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)
- (8) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第3条第3項第1号から第3号までに規定する事項(以下「公的給付支給等口座登録簿関係情報」という。)

別表第2の3の項特定個人情報の欄を次のように改める。

次に掲げる情報であって、規則で定めるもの

- (1) 住民票関係情報
- (2) 地方税関係情報
- (3) 生活保護関係情報
- (4) 外国人生活保護関係情報
- (5) 障害者関係情報
- (6) 中国残留邦人等支援給付等関係情報
- (7) 医療保険給付関係情報
- (8) 児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)
- (9) 公的給付支給等口座登録簿関係情報

別表第2の4の項特定個人情報の欄を次のように改める。

- (1) 住民票関係情報
- (2) 地方税関係情報

- (3) 生活保護関係情報
- (4) 外国人生活保護関係情報
- (5) 医療保険給付関係情報
- (6) 母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報
- (7) 公的給付支給等口座登録簿関係情報

別表第2の5の項特定個人情報の欄を次のように改める。

次に掲げる情報であって、規則で定めるもの

- (1) 住民票関係情報
- (2) 地方税関係情報
- (3) 生活保護関係情報
- (4) 外国人生活保護関係情報
- (5) 障害者関係情報
- (6) 中国残留邦人等支援給付等関係情報

別表第2の6の項特定個人情報の欄を次のように改める。

次に掲げる情報であって、規則で定めるもの

- (1) 住民票関係情報
- (2) 地方税関係情報
- (3) 生活保護関係情報
- (4) 外国人生活保護関係情報
- (5) 障害者関係情報
- (6) 中国残留邦人等支援給付等関係情報
- (7) 介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の 実施又は保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)
- (8) 公的給付支給等口座登録簿関係情報

別表第2の7の項特定個人情報の欄を次のように改める。

- (1) 住民票関係情報
- (2) 地方税関係情報

- (3) 生活保護関係情報
- (4) 外国人生活保護関係情報
- (5) 障害者関係情報
- (6) 中国残留邦人等支援給付等関係情報
- (7) 国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「年金給付関係情報」という。)
- (8) 公的給付支給等口座登録簿関係情報

別表第2の9の項特定個人情報の欄を次のように改める。

次に掲げる情報であって、規則で定めるもの

- (1) 住民票関係情報
- (2) 地方税関係情報
- (3) 生活保護関係情報
- (4) 外国人生活保護関係情報
- (5) 中国残留邦人等支援給付等関係情報
- (6) 公的給付支給等口座登録簿関係情報

別表第2の10の項特定個人情報の欄を次のように改める。

次に掲げる情報であって、規則で定めるもの

- (1) 住民票関係情報
- (2) 地方税関係情報
- (3) 生活保護関係情報
- (4) 外国人生活保護関係情報
- (5) 障害者関係情報
- (6) 中国残留邦人等支援給付等関係情報
- (7) 公的給付支給等口座登録簿関係情報

別表第2の11の項特定個人情報の欄を次のように改める。

次に掲げる情報であって、規則で定めるもの

(1) 住民票関係情報

- (2) 地方税関係情報
- (3) 生活保護関係情報
- (4) 障害者関係情報
- (5) 医療保険給付関係情報
- (6) 介護保険給付等関係情報
- (7) 中国残留邦人等支援給付等関係情報
- (8) 母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報
- (9) 児童扶養手当関係情報
- (10) 児童手当法(昭和 46 年法律第 73 号)による児童手当又は特例給付の支給に 関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)
- (11) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和 39 年法律第 134 号)による特別児童扶養手当の支給に関する情報
- (12) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年 法律第 123 号)による自立支援給付の支給に関する情報
- (13) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)による資金の貸付 けに関する情報
- (14) 年金給付関係情報
- (15) 年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成 24 年法律第 102 号)による 年金生活者支援給付金の支給に関する情報
- (16) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)による給付の支給に関する情報
- (17) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報
- (18) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律(昭和 60 年法律第 34 号)附則第 97 条第 1 項の福祉手当の支給に関する情報
- (19) 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成 23 年 法律第 47 号)による職業訓練受講給付金の支給に関する情報
- (20) 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所 給付費の支給に関する情報

- (21) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成 26 年法律第 50 号)による特定医療費の支給に関する情報
- (22) 特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和 29 年法律第 144 号)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報
- (23) 学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)による医療に要する費用について の援助に関する情報
- (24) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等 に関する法律(昭和 41 年法律第 132 号)による職業転換給付金の支給に関する情報
- (25) 地方公務員災害補償法(昭和 42 年法律第 121 号)による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報
- (26) 公的給付支給等口座登録簿関係情報

別表第2の12の項特定個人情報の欄を次のように改める。

次に掲げる情報であって、規則で定めるもの

- (1) 住民票関係情報
- (2) 地方税関係情報
- (3) 生活保護関係情報
- (4) 外国人生活保護関係情報
- (5) 中国残留邦人等支援給付等関係情報
- (6) 障害者関係情報

別表第2の13の項事務の欄中「(昭和24年法律第283号)」を削り、同項特定個人情報の欄を次のように改める。

次に掲げる情報であって、規則で定めるもの

- (1) 住民票関係情報
- (2) 地方税関係情報
- (3) 生活保護関係情報
- (4) 外国人生活保護関係情報
- (5) 中国残留邦人等支援給付等関係情報
- (6) 障害者関係情報

別表第2の14の項事務の欄中「(昭和25年法律第226号)」を削り、同項特定個人情

報の欄を次のように改める。

次に掲げる情報であって、規則で定めるもの

- (1) 住民票関係情報
- (2) 生活保護関係情報
- (3) 外国人生活保護関係情報
- (4) 中国残留邦人等支援給付等関係情報
- (5) 障害者関係情報
- (6) 医療保険給付関係情報
- (7) 介護保険給付等関係情報
- (8) 児童手当関係情報
- (9) 児童扶養手当関係情報
- (10) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・ 保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する情報
- (11) 羽曳野市営住宅条例(平成9年羽曳野市条例第16号)による市営住宅に係る 家賃その他の使用料に関する情報

別表第2の15の項事務の欄中「(昭和33年法律第192号)」を削り、同項特定個人情報の欄を次のように改める。

次に掲げる情報であって、規則で定めるもの

- (1) 住民票関係情報
- (2) 地方税関係情報
- (3) 医療保険給付関係情報
- (4) 生活保護関係情報
- (5) 外国人生活保護関係情報
- (6) 中国残留邦人等支援給付等関係情報
- (7) 障害者関係情報
- (8) 介護保険給付等関係情報
- (9) 児童手当関係情報
- (10) 児童扶養手当関係情報

別表第2の16の項事務の欄中「(昭和35年法律第37号)」を削り、同項特定個人情報の欄を次のように改める。

次に掲げる情報であって、規則で定めるもの

- (1) 住民票関係情報
- (2) 地方税関係情報
- (3) 生活保護関係情報
- (4) 外国人生活保護関係情報
- (5) 中国残留邦人等支援給付等関係情報
- (6) 障害者関係情報

別表第2の17の項事務の欄中「第九十七条第一項」を「第97条第1項」に改め、同項特定個人情報の欄を次のように改める。

次に掲げる情報であって、規則で定めるもの

- (1) 住民票関係情報
- (2) 地方税関係情報
- (3) 生活保護関係情報
- (4) 外国人生活保護関係情報
- (5) 中国残留邦人等支援給付等関係情報
- (6) 障害者関係情報

別表第2の18の項特定個人情報の欄を次のように改める。

次に掲げる情報であって、規則で定めるもの

- (1) 地方税関係情報
- (2) 外国人生活保護関係情報
- (3) 羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報
- (4) 羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報
- (5) 羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報

別表第2の19の項事務の欄中「(昭和57年法律第80号)」を削り、同項特定個人情報の欄を次のように改める。

- (1) 住民票関係情報
- (2) 地方税関係情報
- (3) 医療保険給付関係情報
- (4) 生活保護関係情報
- (5) 外国人生活保護関係情報
- (6) 中国残留邦人等支援給付等関係情報
- (7) 障害者関係情報
- (8) 介護保険給付等関係情報
- (9) 児童手当関係情報
- (10) 児童扶養手当関係情報

別表第2の20の項事務の欄中「(平成9年法律第123号)」を削り、同項特定個人情報の欄を次のように改める。

次に掲げる情報であって、規則で定めるもの

- (1) 住民票関係情報
- (2) 地方税関係情報
- (3) 外国人生活保護関係情報
- (4) 中国残留邦人等支援給付等関係情報

別表第2の21の項事務の欄中「(平成17年法律第123号)」を削り、同項特定個人情報の欄を次のように改める。

次に掲げる情報であって、規則で定めるもの

- (1) 住民票関係情報
- (2) 地方税関係情報
- (3) 生活保護関係情報
- (4) 外国人生活保護関係情報
- (5) 中国残留邦人等支援給付等関係情報
- (6) 障害者関係情報
- (7) 医療保険給付関係情報
- (8) 年金給付関係情報

別表第2の22の項特定個人情報の欄を次のように改める。

次に掲げる情報であって、規則で定めるもの

- (1) 住民票関係情報
- (2) 地方税関係情報
- (3) 生活保護関係情報
- (4) 外国人生活保護関係情報

別表第3の1の項特定個人情報の欄を次のように改める。

次に掲げる情報であって、規則で定めるもの

- (1) 住民票関係情報
- (2) 地方税関係情報
- (3) 生活保護関係情報
- (4) 外国人生活保護関係情報
- (5) 児童扶養手当関係情報
- (6) 年金給付関係情報

別表第3の2の項特定個人情報の欄を次のように改める。

次に掲げる情報であって、規則で定めるもの

- (1) 住民票関係情報
- (2) 地方税関係情報
- (3) 生活保護関係情報
- (4) 外国人生活保護関係情報
- (5) 年金給付関係情報
- (6) 公的給付支給等口座登録簿関係情報

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日から施行する。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機 関(法令又は条例若しくは市の機関の規則若しくは規程(以下「法令等」と いう。)の規定により同表の右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこと とされている者がある場合にあっては、その者を含む。)が行う同表の右 欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関(法令等の規定により同表 の中欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場 合にあっては、その者を含む。次項において同じ。)が行う同表の中欄に掲 げる事務及び市の機関(法令等の規定により特定個人番号利用事務の全部 又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含 む。第3項において同じ。)が行う特定個人番号利用事務とする。

## 2 省略

- 3 市の機関は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用 ┃3 市の機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な 特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただ し、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人 番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることがで きる場合は、この限りでない。
- 4 省略

第5条 第6条 省略

附 則 省略

別表第1 省略

別表第2(第4条関係)

| 機関   | 事務       | 特定個人情報                |
|------|----------|-----------------------|
| 1 省略 |          |                       |
| 2 市長 | 羽曳野市重度障害 | 次に掲げる情報であって、規則で定め     |
|      | 者の医療費の助成 | <u> るもの</u>           |
|      | に関する条例によ | (1) 住民基本台帳法(昭和 42 年法律 |
|      | る医療費の助成に | 第81号)第7条第4号に規定する事     |

(個人番号の利用範囲)

- 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機 関(法令又は条例若しくは市の機関の規則若しくは規程(以下「法令等」と いう。)の規定により同表の右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこと とされている者がある場合にあっては、その者を含む。)が行う同表の右 欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関(法令等の規定により同表 の中欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場 合にあっては、その者を含む。次項において同じ。)が行う同表の中欄に掲 げる事務及び市の機関(法令等の規定により法別表第2の第2欄に掲げる 事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、そ の者を含む。第3項において同じ。)が行う法別表第2の第2欄に掲げる 事務とする。
- 2 省略
- 限度で法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有する ものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネット ワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個 人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 省略

第5条 第6条 省略

附 則 省略

別表第1 省略

別表第2(第4条関係)

| 機関   | 事務       | 特定個人情報            |
|------|----------|-------------------|
| 1 省略 |          |                   |
| 2 市長 | 羽曳野市重度障害 | 住民票関係情報、地方税関係情報、生 |
|      | 者の医療費の助成 | 活保護関係情報、外国人生活保護関係 |
|      | に関する条例によ | 情報、障害者関係情報、中国残留邦人 |
|      | る医療費の助成に | 等支援給付等関係情報、医療保険給付 |

| 関する事務であっ | 項(以下「住民票関係情報」という。)         |  | 関する事務であっ | 関係情報又は公的給付支給等口座登 |
|----------|----------------------------|--|----------|------------------|
| て規則で定めるも | (2) 地方税法(昭和 25 年法律第 226    |  | て規則で定めるも | 録簿関係情報であって規則で定める |
| の        | 号)その他の地方税に関する法律に           |  | 0)       | <u>to</u>        |
|          | 基づく条例の規定により算定した            |  |          |                  |
|          | 税額又はその算定の基礎となる事            |  |          |                  |
|          | 項に関する情報(以下「地方税関係           |  |          |                  |
|          | <u>情報」という。)</u>            |  |          |                  |
|          | (3) 生活保護法(昭和 25 年法律第       |  |          |                  |
|          | 144 号) による保護の実施、就労自立       |  |          |                  |
|          | 給付金又は進学準備給付金の支給            |  |          |                  |
|          | に関する情報(以下「生活保護関係           |  |          |                  |
|          | <u>情報」という。)</u>            |  |          |                  |
|          | <u>(4) 生活に困窮する外国人に対する</u>  |  |          |                  |
|          | 生活保護の措置に関する情報(以下           |  |          |                  |
|          | 「外国人生活保護関係情報」とい            |  |          |                  |
|          | <u>う。)</u>                 |  |          |                  |
|          | (5) 児童福祉法(昭和 22 年法律第       |  |          |                  |
|          | 164 号)による児童及びその家庭に         |  |          |                  |
|          | ついての調査及び判定若しくは障            |  |          |                  |
|          | 害児入所支援又は身体障害者福祉            |  |          |                  |
|          | 法(昭和 24 年法律第 283 号)による     |  |          |                  |
|          | 身体障害者手帳、精神保健及び精神           |  |          |                  |
|          | 障害者福祉に関する法律(昭和25年          |  |          |                  |
|          | 法律第 123 号)による精神障害者保        |  |          |                  |
|          | 健福祉手帳若しくは知的障害者福            |  |          |                  |
|          | <u> 祉法(昭和35年法律第37号)にいう</u> |  |          |                  |
|          | 知的障害者に関する情報(以下「障           |  |          |                  |
|          | 害者関係情報」という。)               |  |          |                  |
|          | (6) 中国残留邦人等の円滑な帰国の         |  |          |                  |
|          | 促進並びに永住帰国した中国残留            |  |          |                  |
|          | 邦人等及び特定配偶者の自立の支            |  |          |                  |
|          | 援に関する法律(平成6年法律第30          |  |          |                  |

| •        |  |
|----------|--|
| $\vdash$ |  |
| $\circ$  |  |
|          |  |

| 金の支給に関する情報(以下「中国<br>残留邦人等支援給付等関係情報」と<br>いう。)<br>(7) 医療保険各法(健康保験法(以下<br>和 14 年法律第 73 号)、私立学校数<br>職員共済法(昭和 28 年法律第 245<br>場)、国家公務員事共済組合法(昭和 33 年法律第 245<br>場)、国家公務員事共済組合法(昭和 37 年达律<br>第 152 号)をいう。)又は海齢者の医<br>½の確保に関する治症(昭和 37 年达律<br>第 152 号)をいう。)又は海齢者の医<br>½の確保に関する結合、(昭和 33 年法律第 192 号)又は地方<br>公務員事共済組合法(昭和 37 年达律<br>第 152 号)をいう。)又は海齢者の医<br>½の確保(以下「医療保険給付関係情報)<br>という。)<br>(8) 公的給付の支給等の迅速かつ確<br>実な実施のための預時金日座の登<br>選挙に関する法律(分 31 年法律第<br>38 号)第 3 条第 3 項書 1 号から第 3<br>号までに規定する事項(以下「公的<br>給付支給等ロ産を製練関係情報」と<br>いう。)<br>(1) 住民票関係情報<br>シレラ。)<br>(2) 地方規関係情報<br>ことに関する等の助<br>成に関する条例に<br>よる医療費の助成<br>に関する事務であ<br>って規則で定める<br>もの<br>(3) 生活保護関係情報<br>(4) 外国人生活保護関係情報<br>もの<br>(5) で著者関係情報<br>(4) 外国人生活保護関係情報<br>もの<br>(5) で著者関係情報  |   |    |       | 号)による支援給付又は配偶者支援 |   |    |   |              |
|--|---|----|-------|------------------|---|----|---|--------------|
| 大田東   大田   |   |    |       |                  |   |    |   |              |
| (7) 医療保険各法(健康保険法(医<br>11 年法律第70 号)、船員保険法(医<br>和 14 年法律第70 号)、船立学校教<br>職員共済法(昭和 28 年达律第 245<br>号)、国家公務員共済組合法(昭和33<br>年法律第 192 号) 又は地方<br>公務員等共済組合法(昭和37 年法律<br>第 182 号)という。 又は商務者の医療の確保に関する結付<br>の支給又は保険料の徴収に関する法律(昭和57 年法律<br>律第80 号)による医療に関する給付<br>の支給又は保険料の徴収に関する。<br>情報(以下 (医療保険給付)関係情報」という。)<br>(8) 公的給付の支給等の迅速かつ確<br>実立実施のための預貯金口座の登<br>経等に関する法律(合和 3 年法律第<br>38 号)第 3 条第 3 項第 1 号から第 3<br>号までに規定する事項(以下「公的<br>給付支給等口座登録無関係情報」という。)<br>次に関する条例に<br>よる医療費の助成<br>に関する条例に<br>よる医療費の助成<br>に関する条例に<br>よる医療費の助成<br>に関する条例に<br>よる医療費の助成<br>に関する条例に<br>よる医療費の助成<br>に関する条例に<br>よる医療費の助成<br>に関する条例に<br>よる医療費の助成<br>に関する条例に<br>よる医療費の助成<br>に関する条例に<br>よる医療費の助成<br>に関する条例に<br>よる医療費の助成<br>に関する条例に<br>よる医療費の助成<br>に関する条例に<br>よる医療費の助成<br>に関する条例に<br>よる医療費の助成<br>に関する条例に<br>よる医療費の助成<br>に関する条例に<br>よる医療費の助成<br>に関する条例に<br>よる医療費の助成<br>に関する条例に<br>よる医療費の助成<br>に関する条例に<br>よる医療費の助成<br>に関する条例に<br>よる医療費の助成<br>に関する条例に<br>よる医療費の助成<br>に関する条例に<br>よる医療費の助成<br>に関する条例に<br>よる医療費の助成<br>に関する条例に<br>よる医療費の助成<br>に関する条例に<br>よる医療費の助成<br>に関する条例に<br>よる医療費の助成<br>に関する条例に<br>よる医療費の助成<br>に関するを例に<br>よる医療費の助成<br>に関する条例に<br>よる医療費の助成<br>に関する条例に<br>よる医療費の助成<br>に関する条例に<br>よる医療費の助成<br>に関する条例に<br>よる医療費の助成<br>に関する条例に<br>よる医療費の助成<br>に関する条例に<br>よる医療費の助成<br>に関する条例に<br>よる医療費の助成<br>に関する条例に<br>は、定数は存割原情報、医療保険給<br>図係情報、と全、被要当関係情報<br>とのの給付支給等可と重登級補関係情報<br>への規制で定める<br>のの給付支給等可と重登級補関係情報   |   |    |       |                  |   |    |   |              |
| (7) 医療保険各法(健康保険法(大正 11 年法作第 70 号)、 貼員保険法(昭 和 14 年法作第 73 号)、 貼員保険法(昭 和 14 年法律第 73 号)、 貼員保険法(昭和 33 年法律第 128 号)、 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 128 号)、 以主商齢者の医療の確保に関する法律(昭和 37 年法律第 192 号) 又は地方 公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 193 号) 又は地方 公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 193 号) による医療に関する法律(昭和 57 年法律第 0号)による医療に関する法律(の方による医療に関する法律(の方による医療に関する法律(の有 3 年法律第 38 号)第 3 条第 3 項第 1 号から第 3 号きでは渡亡する事項(以下「医療保険給付政会論等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等間保情報」という。)  (8) 全的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和 3 年法律第 38 号第 3 条第 3 項第 1 号から第 3 号までは渡亡する事項(以下「公的給付支給等口座登録等関係情報」という。)  次に掲げる情報であって、規則で定める 対は関する条例による医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する条例に対し発表を経過に関する条例に対して規則で定める。 (2) 地方提展情報 (2) 地方提展情報 (3) 生活保護関係情報 (2) 地方提展情報 (3) 生活保護関係情報 (3) 生活保護関係情報 (3) 生活保護関係情報 (4) 外国人生活保護関係情報  |   |    |       |                  |   |    |   |              |
| 11年法律第70 号)、船員保険法(昭和 24 年 法律第 24 5   |   |    |       |                  |   |    |   |              |
| 和14年法律第73号)、私立学校教 職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合社(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和37年法律第152号)をいう。)又は流齢者の医療の確保に関する結(昭和57年法律第80号)による医療に関する結付の支給での選別では保険給付明係情報」という。) (8) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口度の登録等に関する法律(令和3年法律第3号)による医療費の迅速かつ確実な実施のための預貯金口度の登録等に関する法律(令和3年法律第3号)は、100円の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口度の登録等に関する法律(令和3年法律第3号)は、100円の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口度の登録等に関する法律(令和3年法律第3号)は、100円の支給等口座を録録関係情報」という。) 次に掲げる情報であって、規則で定めるのに、対し、100円の支給等の出域に関する条例による医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であるのは、100円の対し、100円の助成に関する条例には、100円の助成に関する条例には、100円の助成に関する条例には、100円の助成に関する条例には、100円の助成に関する条例には、100円の助成に関する条例には、100円の助成に関する条例には、100円の助成に関する条例には、100円の助成に関する条例には、100円の助成に関する条例には、100円の助成に関する条例には、100円の助成に関する条例には、100円の助成に関する条例には、100円の助成に関する条例には、100円の助成に関する条例には、100円の助成に関する条例には、100円の助成に関する条例に対して、100円の助成に関する条例には、100円の助成は、100円の助成は、100円の助成は、100円の助成は、100円の助成は、100円の助成は、100円の助成は、100円の助成は、100円の助成は、100円の助成は、100円の助成は、100円の助成は、100円の助成を100円の助成は、100円の助成成は、100円の助成は、100円の助成は、100円の助成成は、100円の助成成成成成成成成成成成成成成成成成成成成成成成成成成成成成成成成成成成   |   |    |       |                  |   |    |   |              |
| 職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 128 号)、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 128 号)、国民健康保険法(昭和 37 年法律第 152 号)をいう。)又は高齢者の医療の確保に関する治付の支給等の対にて関すると解し、という。) (8) 公的給付の支給等の対連かつ確実な実施のための預貯金口庫の登録等に関する法律(令和 3 年法律第 38 号)第 3 条第 3 項第 1 号から第 3 号までに規定する事項(以下「公的給付支給等口座登録簿関係情報」という。) 次に掲げる情報であって、規則で定めるのには関する条例による医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定める。 (1) 住民票関係情報とはよる医療費の助成に関する事務であって規則で定める。 (3) 生活保護関係情報と関係情報といる条例に関する事務であって規則で定める。 (4) 外国人生活保護関係情報といる発酵は関係情報といる発酵は関係情報といる発酵は関係情報といる発酵は関係情報といる発酵は関係情報といる発酵は関係情報といる規則で定める。 (4) 外国人生活保護関係情報といる発酵関係情報といる規則で定める。 (4) 外国人生活保護関係情報といる発酵関係情報といる発酵関係情報といる発酵関係情報といる発酵関係情報といる発酵関係情報といる発酵関係情報といる発酵関係情報といる発酵関係情報といる発酵関係情報といる発酵関係情報といる発酵関係情報といる発酵関係情報といる発酵は関係情報といるといる発酵は関係情報といる発酵は関係情報といる発酵は関係情報といる発酵は関係情報といるといる発酵は関係情報といるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといると  |   |    |       |                  |   |    |   |              |
| 分)、国家公務員共済組合法(昭和33   年达律第 128 号)、国民健康保険法 (昭和37年法律第 128 号)、国民健康保険法 (昭和37年法律第 152 号)、又は地方 公務員等共済組合法(昭和57年法律第 152 号)をいう。) 又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第 86 号)による医療に関する給付の支給写の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3 年达律第 38 号)第 3 条第 3 項第 1 号から第 3 号までに規定する事項(以下「公的給付支給等口座登録等関係情報」という。) (3) 公的給付支給等口座登録等関係情報」という。) (4) 次に掲する条例に よる医療費の助成に関する条例に よる医療費の助成に関する条例に よる医療費の助成に関する多形であって規則で定める (2) 地方税関係情報 (3) 生活保護関係情報 (4) 外国人生活保護関係情報 (4) 外国人民主保証、(4) 外国人民主保証、(4) 外国人民主保証、(4) 外国人民主保证、(4) 科学、(4) 科学、(4) 科学、(4) 科学、(4) 科学、(4) 科学、(4) 科学、(4) 科学、(4) 科学、(4) 科   |   |    |       |                  |   |    |   |              |
| 年法律第 128 号)、国民健康保険法 (昭和 33 年法律第 192 号)又は地方 公務員等共済組合法(昭和 37 年法律 第 152 号)をいう。)又は高齢者の医療の確保に関する結合の医療学の確保に関する結合の支給学の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(合和 3 年法律第 38 号)第 3 条第 3 項第 1 号から第 3 号までに規定する事項(以下「公的給付支給等口座登録等関係情報」という。)   次に規定する事項(以下「公的給付支給等口座登録等関係情報」という。)   次に掲げる情報であって、規則で定めるを廃費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定める。 つて規則で定める (1) 住民票関係情報 (2) 地方税関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 生活保護関係情報 (4) 外国人生活保護関係情報 (4) 外国人生活保護関係情報 (4) 外国人生活保護関係情報 (5) 等支援給付等関係情報、医療保険給付等関係情報、医療保険給付等関係情報、医療保険給付等関係情報、医療保険給付等関係情報、医療保険給付等関係情報、医療保険給付等関係情報、医療保険給付等関係情報、医療保険給付等関係情報、医療保険給付等関係情報、関金技養手当関係情報、のて規則で定める (4) 外国人生活保護関係情報   |   |    |       |                  |   |    |   |              |
| (昭和 33 年法律第 192 号) 又は地方 公務員等共済組合法(昭和 37 年法律 第 152 号) をいう。) 又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法 律第80 号)による医療に関する給付 の支給又は保険料の徴収に関する 情報(以下「医療保険給付関係情報」 という。) (8) 公的給付の支給等の迅速かつ確 実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和 3 年法律第 38 号)第 3 条第 3 項第 1 号から第 3 号までに規定する事項(以下「公的 給付支給等口座登録等関係情報」という。)  3 市長 羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定める (1) 住民票関係情報 (2) 地方税関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 生活保護関係情報 (4) 外国人生活保護関係情報 (4) 外国人生活保護関係情報 (4) 外国人生活保護関係情報 (5) 公的給付支給等口座登録等関係情報 (6) 公的給付支給等口座登録等関係情報 (6) 公的給付支給等口座登録等関係情報   |   |    |       |                  |   |    |   |              |
| 公務員等共済組合法(昭和37年法律  |   |    |       |                  |   |    |   |              |
| 第152 号)をいう。)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57 年法律第80 号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下 「医療保険給付関係情報」という。)   (8) 公的給付の支給等の迅速かつ確要な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第3条第3項第1号から第3号までに規定する事項(以下「公的給付支給等口座登録簿関係情報」という。)   3 市長   羽曳野市ひとり親寒庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定める。  (1) 住民票関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 生活保護関係情報 (4) 外国人生活保護関係情報 (4) 外国人生活保護関係情報 (4) 外国人生活保護関係情報 (4) 外国人生活保護関係情報 (4) 外国人生活保護関係情報 (5) 立て規則で定める。   3 市長   羽曳野市ひとり親康保情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、生态医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定める。  (4) 外国人生活保護関係情報 (4) 外国人生活保護関係情報 (5) 立て規則で定める。  (5) 本に関する事務であって規則で定める。  (4) 外国人生活保護関係情報 (5) 文部を持て、よる医療費の助成に関する事務であって規則で定める。  (4) 外国人生活保護関係情報  |   |    |       |                  |   |    |   |              |
| 療の確保に関する法律(昭和57年法<br>  推第80号)による医療に関する給付<br>  の支給又は保険料の徴収に関する<br>  情報(以下「医療保険給付関係情報」<br>  という。)<br>  (8) 公的給付の支給等の迅速かつ確<br>  実な実施のための預貯金口座の登<br>  録等に関する法律(令和3年法律第<br>  38号)第3条第3項第1号から第3<br>  号までに規定する事項(以下「公的<br>  給付支給等口座登録簿関係情報」と<br>  いう。)<br>  3 市長   羽曳野市ひとり親<br>  家庭の医療費の助成に関する条例に<br>  よる医療費の助成に関する条例に<br>  よる医療費の助成に関する条例に<br>  よる医療費の助成に関する事務であって規則で定める。<br>  つて規則で定める   (2) 地方税関係情報<br>  (3) 生活保護関係情報   (4) 外国人生活保護関係情報   (4) 外国人生活保護関係情報   (5) 内容を登録簿関係情報   (5) 内容を登録簿関係情報   (5) 内容を登録簿関係情報   (5) 内容を受験簿関係情報   (5) 内容を受験簿関係情報   (5) 内容を受験簿関係情報   (5) 内容を受験簿関係情報   (6) 内容を受験   (6) 内容を使料   (6) 内容 |   |    |       |                  |   |    |   |              |
| 全第80号)による医療に関する給付 の支給又は保険料の徴収に関する 情報(以下「医療保険給付関係情報」 という。) (8) 公的給付の支給等の迅速かつ確 実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和 3 年法律第 38 号)第 3 条第 3 項第 1 号から第 3 号までに規定する事項(以下「公的 給付支給等口座登録簿関係情報」と いう。)  3 市長 羽曳野市ひとり親 家庭の医療費の助 成に関する条例に よる医療費の助成 に関する条例に よる医療費の助成 に関する事務であって規則で定める って規則で定める (3) 生活保護関係情報 (4) 外国人生活保護関係情報 って規則で定める (4) 外国人生活保護関係情報 って規則で定める (4) 外国人生活保護関係情報 って規則で定める (4) 外国人生活保護関係情報 って規則で定める (4) 公的給付支給等口座登録簿関係情報 (4) 公的給付支給等口座登録簿関係情報 (4) 公的給付支給等口座登録簿関係情報 (5) 地方税関係情報 (6) と話保護関係情報 (6) 大田大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・   |   |    |       |                  |   |    |   |              |
| 一  |   |    |       | <u> </u>         |   |    |   |              |
| 情報(以下「医療保険給付関係情報」という。) (8) 公的給付の支給等の迅速かつ確 実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第3条第3項第1号から第3号までに規定する事項(以下「公的給付支給等口座登録簿関係情報」という。) 3 市長   羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定める。 (1) 住民票関係情報   (2) 地方税関係情報   (2) 地方税関係情報   (3) 生活保護関係情報   (4) 外国人生活保護関係情報   (4) 外国人生活保護関係情報   (4) 外国人生活保護関係情報   (4) 外国人生活保護関係情報   (5) 公的給付支給等口座登録簿関係情報   (4) 外国人生活保護関係情報   (5) 公的給付支給等口座登録簿関係情報   (5) 公的給付支給等口座登録簿関係情報   (5) 公的給付支給等口座登録簿関係情報   (6) 公的給付支給等口座登録簿関係情報   (6) 公的給付支給等口座登録簿関係情報   (7) 公的給付支給等口座登録簿   (7) 公的給付支給等口座登録簿   (7) 公的給付支給等口座登録簿   (7) 公のとのは   (7) 公のは   (   |   |    |       |                  |   |    |   |              |
| 3 市長         羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるの規則で定めるの規則で定めるの規則で定めるの規則で定めるの規則で定めるのの総付支給等の迅速が対象を対象を表する。         3 市長 羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成なに関する条例による医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるのの総付支給等は関係情報である。のの総付支給等は関係情報では関係情報である。のの総付支給等は関係情報である。のの総付支給等は関係情報である。のの総付支給等は関係情報である。のの総付支給等は関係情報である。のの総付支給等は関係情報である。のの総付支給等は関係情報である。のの総付支給等は関係情報である。のの総付支給等は関係情報である。  |   |    |       |                  |   |    |   |              |
| (8) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第3条第3項第1号から第3号までに規定する事項(以下「公的給付支給等口座登録簿関係情報」という。)         3 市長 羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定める。       次に掲げる情報であって、規則で定めるのと、規則で定めるのでは、対し、とのとのとのでは、対し、とのとのとのでは、対し、とのとのとのでは、対し、とのとのとのでは、対し、とのとのとのでは、対し、とのとのとのでは、対し、とのとのとのでは、対し、とのとのとのでは、対し、とのとのとのでは、対し、とのとのとのでは、対し、とのとのとのは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は  |   |    |       |                  |   |    |   |              |
| 実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第3条第3項第1号から第3日までに規定する事項(以下「公的給付支給等口座登録簿関係情報」という。)   |   |    |       |                  |   |    |   |              |
| 3 市長     羽曳野市ひとり親  |   |    |       |                  |   |    |   |              |
| 38 号)第 3 条第 3 項第 1 号から第 3<br>号までに規定する事項(以下「公的<br>給付支給等口座登録簿関係情報」と<br>いう。)     3 市長     羽曳野市ひとり親<br>家庭の医療費の助<br>成に関する条例に<br>よる医療費の助成<br>に関する事務であ<br>って規則で定める     次に掲げる情報であって、規則で定め<br>るもの<br>(1) 住民票関係情報<br>(2) 地方税関係情報<br>(3) 生活保護関係情報<br>(4) 外国人生活保護関係情報     3 市長     羽曳野市ひとり親<br>家庭の医療費の助<br>成に関する条例に<br>よる医療費の助成<br>に関する事務であ<br>って規則で定める     住民票関係情報、地方税関係情報、生<br>活保護関係情報、外国人生活保護関係<br>情報、障害者関係情報、中国残留邦人<br>等支援給付等関係情報、医療保険給付<br>関係情報、児童扶養手当関係情報又は<br>公的給付支給等口座登録簿関係情報  |   |    |       |                  |   |    |   |              |
| 3 市長         羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるので、規則で定めるで、対して関する事務であって規則で定めるので、対して関する事務であって規則で定めるので、対して関する事務であって規則で定めるのでは、対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対   |   |    |       |                  |   |    |   |              |
| 3 市長     羽曳野市ひとり親<br>家庭の医療費の助<br>成に関する条例に<br>よる医療費の助成<br>に関する事務であって規則で定める     次に掲げる情報であって、規則で定め<br>るもの<br>(1) 住民票関係情報<br>(2) 地方税関係情報<br>(2) 地方税関係情報<br>(3) 生活保護関係情報<br>って規則で定める     3 市長<br>家庭の医療費の助<br>成に関する条例に<br>よる医療費の助成<br>に関する事務であって規則で定める     3 市長<br>家庭の医療費の助<br>成に関する条例に<br>よる医療費の助成<br>に関する事務であって規則で定める     住民票関係情報、地方税関係情報、生<br>活保護関係情報、外国人生活保護関係<br>情報、障害者関係情報、中国残留邦人<br>に関する事務であって規則で定める       (3) 生活保護関係情報<br>つて規則で定める     (4) 外国人生活保護関係情報     (5) 地方税関係情報<br>(4) 外国人生活保護関係情報     に関する事務であって規則で定める     (4) 外国人生活保護関係情報   |   |    |       |                  |   |    |   |              |
| 3 市長   羽曳野市ひとり親   次に掲げる情報であって、規則で定め   家庭の医療費の助成に関する条例に   |   |    |       |                  |   |    |   |              |
| 3 市長   羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であれるに関する事務であって規則で定める   (1) 住民票関係情報   (2) 地方税関係情報   (2) 地方税関係情報   (3) 生活保護関係情報   (3) 生活保護関係情報   (4) 外国人生活保護関係情報   (4) 外国人生活保護関係情報   (4) 外国人生活保護関係情報   (5) のて規則で定める   (4) 外国人生活保護関係情報   (5) ので規則で定める   (5) のに関する事務である   (6) のに関する   (6) の   |   |    |       |                  |   |    |   |              |
| 家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定める       (1) 住民票関係情報       家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定める       活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人よる医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であいる。       特別係情報、中国残留邦人は関係情報、医療保険給付に関する事務であいる。         (3) 生活保護関係情報ののでは関する事務であって規則で定める。       (3) 生活保護関係情報の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の   |   |    |       |                  |   |    |   |              |
| 成に関する条例に<br>よる医療費の助成<br>に関する事務であ<br>って規則で定める       (1) 住民票関係情報<br>(2) 地方税関係情報<br>(2) 地方税関係情報<br>(3) 生活保護関係情報<br>って規則で定める       成に関する条例に<br>よる医療費の助成<br>に関する事務であ<br>(4) 外国人生活保護関係情報<br>って規則で定める       情報、障害者関係情報、中国残留邦人<br>等支援給付等関係情報、医療保険給付<br>に関する事務であ<br>に関する事務であ<br>って規則で定める  | 3 | 市長 |       |                  | 3 | 市長 |   |              |
| よる医療費の助成に関する事務であって規則で定める       (2) 地方税関係情報       よる医療費の助成に関する事務であって規則で定める       等支援給付等関係情報、医療保険給付に関する事務であいる。         (3) 生活保護関係情報ので規則で定める       (4) 外国人生活保護関係情報       って規則で定める       公的給付支給等口座登録簿関係情報  |   |    | • " = | <del></del>      |   |    | • " = " " " " " " " " " " " " " " " " " |              |
| に関する事務であって規則で定める       (3) 生活保護関係情報       に関する事務であって規則で定める       関係情報、児童扶養手当関係情報又はって規則で定める         公的給付支給等口座登録簿関係情報  |   |    |       |                  |   |    |   |              |
| って規則で定める (4) 外国人生活保護関係情報 って規則で定める 公的給付支給等口座登録簿関係情報   |   |    |       |                  |   |    |   |              |
|  |   |    | ,     |                  |   |    |   |              |
| もの   もの   (5) 障害者関係情報         もの   であって規則で定めるもの  |   |    |       |                  |   |    | ., -, .,                                |              |
|  |   |    | もの    | (5) 障害者関係情報      |   |    | もの                                      | であって規則で定めるもの |

| 4 市長 | 羽曳野市子どもの医療費の助成る医療事務であるものはいます。                      | (6) 中国残留邦人等支援給付等関係<br>情報<br>(7) 医療保険給付関係情報<br>(8) 児童扶養手当法(昭和 36 年法律<br>第 238 号)による児童扶養手当の支<br>給に関する情報(以下「児童扶養手<br>当関係情報」という。)<br>(9) 公的給付支給等口座登録簿関係<br>情報<br>次に掲げる情報であって、規則で定め<br>るもの<br>(1) 住民票関係情報<br>(2) 地方税関係情報<br>(3) 生活保護関係情報<br>(4) 外国人生活保護関係情報<br>(5) 医療保険給付関係情報<br>(6) 母子保健法(昭和 40 年法律第<br>141 号)による養育医療の給付又は<br>養育医療に要する費用の支給に関<br>する情報<br>(7) 公的給付支給等口座登録簿関係<br>情報 | 4 市長 | 羽曳野市子どもの医療費の助よるといるといるというでは、というでは、というでは、このであるものであるもののであるもの。 | 住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報又は公的給付支給等口座登録簿関係情報であって規則で定めるもの |
|------|--|---|------|--|---|
| 5 市長 | 小児慢性特定疾病<br>児童に対する日常<br>生活用具の給付に<br>関する事務であるも<br>の | 次に掲げる情報であって、規則で定めるもの(1) 住民票関係情報(2) 地方税関係情報(3) 生活保護関係情報(4) 外国人生活保護関係情報(5) 障害者関係情報(6) 中国残留邦人等支援給付等関係情報  | 5 市長 | 小児慢性特定疾病<br>児童に対する日常<br>生活用具の給付に<br>関する事務であるも<br>の         | 住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、障害者関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの  |
| 6 市長 | 重度身体障害者が   | 次に掲げる情報であって、規則で定め   | 6 市長 | 重度身体障害者が   | 住民票関係情報、地方税関係情報、生   |

| _ |      |          |                                |      |          | 1                     |
|---|------|----------|--------------------------------|------|----------|-----------------------|
|   |      | 居住する住宅改造 | <u>るもの</u>                     |      | 居住する住宅改造 | 活保護関係情報、外国人生活保護関係     |
|   |      | 費用の助成に関す | (1) 住民票関係情報                    |      | 費用の助成に関す | 情報、障害者関係情報、中国残留邦人     |
|   |      | る事務であって規 | (2) 地方税関係情報                    |      | る事務であって規 | 等支援給付等関係情報、介護保険給付     |
|   |      | 則で定めるもの  | (3) 生活保護関係情報                   |      | 則で定めるもの  | 等関係情報又は公的給付支給等口座      |
|   |      |          | (4) 外国人生活保護関係情報                |      |          | 登録簿関係情報であって規則で定め      |
|   |      |          | (5) 障害者関係情報                    |      |          | るもの                   |
|   |      |          | (6) 中国残留邦人等支援給付等関係             |      |          |                       |
|   |      |          | <br>情報                         |      |          |                       |
|   |      |          | (7) 介護保険法(平成 9 年法律第 123        |      |          |                       |
|   |      |          | 号)による保険給付の支給、地域支               |      |          |                       |
|   |      |          | 援事業の実施又は保険料の徴収に                |      |          |                       |
|   |      |          | 関する情報(以下「介護保険給付等               |      |          |                       |
|   |      |          | 関係情報」という。)                     |      |          |                       |
|   |      |          | (8) 公的給付支給等口座登録簿関係             |      |          |                       |
|   |      |          |                                |      |          |                       |
|   | 7 市長 | 身体障害者が自ら | <u>――</u><br>次に掲げる情報であって、規則で定め | 7 市長 | 身体障害者が自ら | 住民票関係情報、地方税関係情報、生     |
|   |      | 運転するための自 | <u>るもの</u>                     |      | 運転するための自 | 活保護関係情報、外国人生活保護関係     |
|   |      | 動車改造費用の助 | (1) 住民票関係情報                    |      | 動車改造費用の助 | 情報、障害者関係情報、中国残留邦人     |
|   |      | 成に関する事務で | (2) 地方税関係情報                    |      | 成に関する事務で | 等支援給付等関係情報、年金給付関係     |
|   |      | あって規則で定め | (3) 生活保護関係情報                   |      | あって規則で定め | -<br>情報又は公的給付支給等口座登録簿 |
|   |      | るもの      | (4) 外国人生活保護関係情報                |      | るもの      | 関係情報であって規則で定めるもの      |
|   |      |          | (5) 障害者関係情報                    |      |          |                       |
|   |      |          | (6) 中国残留邦人等支援給付等関係             |      |          |                       |
|   |      |          | 情報                             |      |          |                       |
|   |      |          | (7) 国民年金法(昭和 34 年法律第           |      |          |                       |
|   |      |          | 141 号)、私立学校教職員共済法、厚            |      |          |                       |
|   |      |          | 生年金保険法(昭和29年法律第115             |      |          |                       |
|   |      |          | 号)、国家公務員共済組合法又は地               |      |          |                       |
|   |      |          | 方公務員等共済組合法による年金                |      |          |                       |
|   |      |          | である給付の支給又は保険料の徴                |      |          |                       |
|   |      |          | 収に関する情報(以下「年金給付関               |      |          |                       |
|   |      |          | <u>係情報」という。)</u>               |      |          |                       |

|     |     |                    | (a) 11.40.11 -40.66 - 1-30.63 60 00 00 00 | 11 |     |     | T               | 1   |
|-----|-----|--------------------|---|----|-----|-----|-----------------|---|
|     |     |                    | (8) 公的給付支給等口座登録簿関係                        |    |     |     |                 |   |
|     |     |                    | <u>情報</u>                                 |    |     |     |                 |   |
| 8   | 省略  |                    |   |    | 8   | 省略  |                 |   |
| 9   | 市長  | 身体障害者手帳交           | 次に掲げる情報であって、規則で定め                         |    | 9   | 市長  | 身体障害者手帳交        | 住民票関係情報、地方税関係情報、生   |
|     |     | 付申請のための診           | るもの                                       |    |     |     | 付申請のための診        | 活保護関係情報、外国人生活保護関係   |
|     |     | 断料の助成に関す           | (1) 住民票関係情報                               |    |     |     | 断料の助成に関す        | 情報、中国残留邦人等支援給付等関係   |
|     |     | る事務であって規           | (2) 地方税関係情報                               |    |     |     | る事務であって規        | 情報又は公的給付支給等口座登録簿  |
|     |     | 則で定めるもの            | (3) 生活保護関係情報                              |    |     |     | 則で定めるもの         | 関係情報であって規則で定めるもの  |
|     |     | V1 ( ) C ( ) Q ( ) | (4) 外国人生活保護関係情報                           |    |     |     | V1 () C () 0 () | TATALLI IN COS S CAMBAI CACAS O CAS   |
|     |     |                    | (5) 中国残留邦人等支援給付等関係                        |    |     |     |                 |   |
|     |     |                    | 情報  |    |     |     |                 |   |
|     |     |                    |   |    |     |     |                 |   |
|     |     |                    | 情報  |    |     |     |                 |   |
| 1.0 | + F | 人类归及此 18 つ         |   | 1  | 1.0 | + F | 人世口吸止           | (A) 中国 (B) 中国 ( |
| 10  | 市長  | 介護保険サービス           | 次に掲げる情報であって、規則で定め                         |    | 10  | 市長  | 介護保険サービス        | 住民票関係情報、地方税関係情報、生   |
|     |     | に係る利用者負担           | 350                                       |    |     |     | に係る利用者負担        | 活保護関係情報、外国人生活保護関係   |
|     |     | の助成に関する事           |   |    |     |     | の助成に関する事        | 情報、障害者関係情報、中国残留邦人   |
|     |     | 務であって規則で           | (2) 地方税関係情報                               |    |     |     | 務であって規則で        | 等支援給付等関係情報又は公的給付  |
|     |     | 定めるもの              | (3) 生活保護関係情報                              |    |     |     | 定めるもの           | 支給等口座登録簿関係情報であって  |
|     |     |                    | (4) 外国人生活保護関係情報                           |    |     |     |                 | 規則で定めるもの  |
|     |     |                    | (5) 障害者関係情報                               |    |     |     |                 |   |
|     |     |                    | (6) 中国残留邦人等支援給付等関係                        |    |     |     |                 |   |
|     |     |                    | 情報  |    |     |     |                 |   |
|     |     |                    | (7) 公的給付支給等口座登録簿関係                        |    |     |     |                 |   |
|     |     |                    | 情報  |    |     |     |                 |   |
| 11  | 市長  | 生活に困窮する外           | 次に掲げる情報であって、規則で定め                         |    | 11  | 市長  | 生活に困窮する外        | 住民票関係情報、地方税関係情報、生   |
|     |     | 国人に対する生活           | るもの                                       |    |     |     | 国人に対する生活        | 活保護関係情報、障害者関係情報、医   |
|     |     | 保護の措置に関す           | (1) 住民票関係情報                               |    |     |     | 保護の措置に関す        | 療保険給付関係情報、介護保険給付等   |
|     |     | る事務であって規           | (2) 地方税関係情報                               |    |     |     | る事務であって規        |   |
|     |     | 則で定めるもの            | (3) 生活保護関係情報                              |    |     |     | 則で定めるもの         | 関係情報、母子保健法による養育医療   |
|     |     | ,                  | (4) 障害者関係情報                               |    |     |     | ,               | の給付若しくは養育医療に要する費  |
|     |     |                    | (5) 医療保険給付関係情報                            |    |     |     |                 | 用の支給に関する情報、児童扶養手当   |
|     |     |                    | (6) 介護保険給付等関係情報                           |    |     |     |                 | 関係情報、児童手当関係情報、特別児   |
| 1   |     |                    | 10/ 月度体欧州日子因亦用和                           |    | l . |     |                 | <u> </u>  |

- (7) 中国残留邦人等支援給付等関係 情報
- (8) 母子保健法による養育医療の給 付又は養育医療に要する費用の支 給に関する情報
- (9) 児童扶養手当関係情報
- (10) 児童手当法(昭和 46 年法律第 73 号)による児童手当又は特例給付 の支給に関する情報(以下「児童手 当関係情報」という。)
- (11) 特別児童扶養手当等の支給に 関する法律(昭和 39 年法律第 134 号)による特別児童扶養手当の支給 に関する情報
- (12) 障害者の日常生活及び社会生 活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号)による自 立支援給付の支給に関する情報
- (13)母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)による資金の貸付けに関する情報
- (14) 年金給付関係情報
- (15) 年金生活者支援給付金の支給 に関する法律(平成 24 年法律第 102 号)による年金生活者支援給付金の 支給に関する情報
- (16) 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)による給付の支給に関する 情報
- (17) 母子及び父子並びに寡婦福祉 法による給付金の支給に関する情 報

童扶養手当関係情報、特別障害者手当 等関係情報、障害者自立支援給付関係 情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和39年法律第29号)による資金の 貸付けに関する情報、年金給付関係情 報、年金生活者支援給付金関係情報、 失業等給付関係情報、母子及び父子並 びに寡婦福祉法による給付金の支給 に関する情報、特別児童扶養手当等の 支給に関する法律(昭和 39 年法律第 134 号)による障害児福祉手当若しく は特別障害者手当若しくは国民年金 法等の一部を改正する法律(昭和60年 法律第34号) 附則第97条第1項の福 祉手当の支給に関する情報、職業訓練 受講給付金関係情報、児童福祉法(昭 和 22 年法律第 164 号) による小児慢性 特定疾病医療費、療育の給付若しくは 障害児入所給付費の支給に関する情 報、難病の患者に対する医療等に関す る法律(平成26年法律第50号)による 特定医療費の支給に関する情報、特別 支援学校への就学奨励に関する法律 (昭和 29 年法律第 144 号)による特別 支援学校への就学のため必要な経費 の支弁に関する情報、学校保健安全法 (昭和33年法律第56号)による医療に 要する費用についての援助に関する 情報、労働施策の総合的な推進並びに 労働者の雇用の安定及び職業生活の 充実等に関する法律(昭和41年法律第 132 号)による職業転換給付金の支給

| T /   |  |                   |
|---|--|-------------------|
| (18) 特別児童扶養手当等の支給に                            |  | に関する情報、地方公務員災害補償関 |
| 関する法律による障害児福祉手当                               |  | 係情報又は公的給付支給等口座登録  |
| 若しくは特別障害者手当又は国民                               |  | 簿関係情報であって規則で定めるも  |
| 年金法等の一部を改正する法律(昭                              |  | <u>Ø</u>          |
| 和 60 年法律第 34 号) 附則第 97 条第                     |  | <del>_</del>      |
| 1項の福祉手当の支給に関する情報                              |  |                   |
| (19) 職業訓練の実施等による特定                            |  |                   |
| 求職者の就職の支援に関する法律                               |  |                   |
|   |  |                   |
| (平成23年法律第47号)による職業                            |  |                   |
| 訓練受講給付金の支給に関する情                               |  |                   |
| 報   |  |                   |
| (20) 児童福祉法による小児慢性特                            |  |                   |
| 定疾病医療費、療育の給付又は障害                              |  |                   |
| 児入所給付費の支給に関する情報                               |  |                   |
| (21) 難病の患者に対する医療等に                            |  |                   |
| 関する法律(平成26年法律第50号)                            |  |                   |
| による特定医療費の支給に関する                               |  |                   |
| 情報  |  |                   |
| (22) 特別支援学校への就学奨励に                            |  |                   |
| 関する法律(昭和 29 年法律第 144                          |  |                   |
| 号)による特別支援学校への就学の                              |  |                   |
| ため必要な経費の支弁に関する情                               |  |                   |
|   |  |                   |
| 報 (20) (21) (21) (21) (21) (21) (21) (21) (21 |  |                   |
| (23) 学校保健安全法(昭和33年法律                          |  |                   |
| 第56号)による医療に要する費用に                             |  |                   |
| <u>ついての援助に関する情報</u>                           |  |                   |
| (24) 労働施策の総合的な推進並び                            |  |                   |
| に労働者の雇用の安定及び職業生                               |  |                   |
| 活の充実等に関する法律(昭和41年                             |  |                   |
| 法律第 132 号)による職業転換給付                           |  |                   |
| 金の支給に関する情報                                    |  |                   |
| (25) 地方公務員災害補償法(昭和 42)                        |  |                   |
|   |  |                   |

|       |           | F-VI. /h Mr + o + El \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ | Т |    |    |                     |          | 1         |
|-------|-----------|--|---|----|----|---------------------|----------|-----------|
|       |           | 年法律第 121 号)による公務上の災                                      |   |    |    |                     |          |           |
|       |           | 害又は通勤による災害に対する補  |   |    |    |                     |          |           |
|       |           | <u>償に関する情報</u>   |   |    |    |                     |          |           |
|       |           | (26) 公的給付支給等口座登録簿関                                       |   |    |    |                     |          |           |
|       |           | <u>係情報</u>   |   |    |    |                     |          |           |
| 12 市長 | 児童福祉法による  | 次に掲げる情報であって、規則で定め  |   | 12 | 市長 | 児童福祉法による            | 住民票関係情報、 | 地方税関係情報、生 |
|       | 障害児通所給付費、 | るもの  |   |    |    | 障害児通所給付費、           | 活保護関係情報、 | 外国人生活保護関係 |
|       | 特例障害児通所給  | (1) 住民票関係情報  |   |    |    | 特例障害児通所給            | 情報、中国残留邦 | 人等支援給付関係情 |
|       | 付費、高額障害児通 | (2) 地方税関係情報  |   |    |    | 付費、高額障害児通           | 報又は障害者関係 | 系情報であって規則 |
|       | 所給付費、肢体不自 | (3) 生活保護関係情報   |   |    |    | 所給付費、肢体不自           | で定めるもの   |           |
|       | 由児通所医療費、障 | (4) 外国人生活保護関係情報  |   |    |    | 由児通所医療費、障           |          |           |
|       | 害児相談支援給付  | (5) 中国残留邦人等支援給付等関係                                       |   |    |    | 害児相談支援給付            |          |           |
|       | 費若しくは特例障  | <u>情報</u>  |   |    |    | 費若しくは特例障            |          |           |
|       | 害児相談支援給付  | (6) 障害者関係情報  |   |    |    | 害児相談支援給付            |          |           |
|       | 費の支給、障害福祉 | <del></del>  |   |    |    | 費の支給、障害福祉           |          |           |
|       | サービスの提供、保 |  |   |    |    | サービスの提供、保           |          |           |
|       | 育所における保育  |  |   |    |    | 育所における保育            |          |           |
|       | の実施若しくは措  |  |   |    |    | の実施若しくは措            |          |           |
|       | 置又は費用の徴収  |  |   |    |    | 置又は費用の徴収            |          |           |
|       | に関する事務であ  |  |   |    |    | に関する事務であ            |          |           |
|       | って規則で定める  |  |   |    |    | って規則で定める            |          |           |
|       | もの        |  |   |    |    | もの                  |          |           |
| 13 市長 | 身体障害者福祉法  | 次に掲げる情報であって、規則で定め  |   | 13 | 市長 | 身体障害者福祉法            | 住民票関係情報、 | 地方税関係情報、生 |
|       | による障害福祉サ  | <u>るもの</u>   |   |    |    | (昭和 24 年法律第         | 活保護関係情報、 | 外国人生活保護関係 |
|       | ービス、障害者支援 | (1) 住民票関係情報  |   |    |    | <u>283 号)</u> による障害 | 情報、中国残留邦 | 人等支援給付関係情 |
|       | 施設等への入所等  | (2) 地方税関係情報  |   |    |    | 福祉サービス、障害           | 報又は障害者関係 | 系情報であって規則 |
|       | の措置又は費用の  | (3) 生活保護関係情報   |   |    |    | 者支援施設等への            | で定めるもの   |           |
|       | 徴収に関する事務  | (4) 外国人生活保護関係情報  |   |    |    | 入所等の措置又は            |          |           |
|       | であって規則で定  | (5) 中国残留邦人等支援給付等関係                                       |   |    |    | 費用の徴収に関す            |          |           |
|       | めるもの      | 情報   |   |    |    | る事務であって規            |          |           |
|       |           | (6) 障害者関係情報  |   |    |    | 則で定めるもの             |          |           |
| 14 市長 | 地方税法その他の  | 次に掲げる情報であって、規則で定め  |   | 14 | 市長 | 地方税法(昭和25年          | 住民票関係情報、 | 生活保護関係情報、 |

法律第 226 号) その | 外国人生活保護関係情報、中国残留邦 地方税に関する法 るもの 律及びこれらの法 (1) 住民票関係情報 他の地方税に関すし人等支援給付等関係情報、障害者関係 律に基づく条例に (2) 生活保護関係情報 る法律及びこれら 情報、医療保険給付関係情報、介護保 よる地方税の賦課 (3) 外国人生活保護関係情報 の法律に基づく条 険給付等関係情報、児童手当関係情 徴収又は地方税に (4) 中国残留邦人等支援給付等関係 例による地方税の 報、児童扶養手当関係情報、子ども・ | 子育て支援法(平成24年法律第65号) 関する調査(犯則事 情報 賦課徴収又は地方 件の調査を含む。) (5) 障害者関係情報 税に関する調査(犯 による子どものための教育・保育給付 (6) 医療保険給付関係情報 の支給若しくは地域子ども・子育て支 に関する事務であ 則事件の調査を含 (7) 介護保険給付等関係情報 む。)に関する事務 | 援事業の実施に関する情報又は羽曳 って規則で定める **もの** (8) 児童手当関係情報 であって規則で定 野市営住宅条例(平成9年羽曳野市条 (9) 児童扶養手当関係情報 めるもの 例第16号)による市営住宅に係る家賃 (10) 子ども・子育て支援法(平成24 その他の使用料に関する情報であっ 年法律第65号)による子どものため て規則で定めるもの の教育・保育給付の支給又は地域子 ども・子育て支援事業の実施に関す る情報 (11) 羽曳野市営住宅条例(平成9年 羽曳野市条例第16号)による市営住 宅に係る家賃その他の使用料に関 する情報 国民健康保険法に 次に掲げる情報であって、規則で定め 15 市長 国民健康保険法(昭 住民票関係情報、地方税関係情報、 15 市長 よる保険給付の支 るもの 和 33 年法律第 192 療保険給付関係情報、生活保護関係情 給、保険料の徴収又 (1) 住民票関係情報 号)による保険給付 報、外国人生活保護関係情報、中国残 は保健事業の実施 (2) 地方税関係情報 の支給、保険料の徴 留邦人等支援給付等関係情報、障害者 (3) 医療保険給付関係情報 関係情報、介護保険給付等関係情報、 に関する事務であ 収又は保健事業の って規則で定める (4) 生活保護関係情報 実施に関する事務 児童手当関係情報又は児童扶養手当 であって規則で定 関係情報であって規則で定めるもの もの (5) 外国人生活保護関係情報 (6) 中国残留邦人等支援給付等関係 めるもの 情報 (7) 障害者関係情報 (8) 介護保険給付等関係情報 (9) 児童手当関係情報

|      |    |                      | (10) 児童扶養手当関係情報    |    |    |                   |                       |
|------|----|----------------------|--------------------|----|----|-------------------|-----------------------|
| 16 F | 市長 | 知的障害者福祉法             | 次に掲げる情報であって、規則で定め  | 16 | 市長 | 知的障害者福祉法          | 住民票関係情報、地方税関係情報、生     |
|      |    | による障害福祉サ             | <u> るもの</u>        |    |    | (昭和35年法律第37       | 活保護関係情報、外国人生活保護関係     |
|      |    | ービス、障害者支援            | (1) 住民票関係情報        |    |    | <u>号)</u> による障害福祉 | 情報、中国残留邦人等支援給付関係情     |
|      |    | 施設等への入所等             | (2) 地方税関係情報        |    |    | サービス、障害者支         | 報又は障害者関係情報であって規則      |
|      |    | の措置又は費用の             | (3) 生活保護関係情報       |    |    | 援施設等への入所          | で定めるもの                |
|      |    | 徴収に関する事務             | (4) 外国人生活保護関係情報    |    |    | 等の措置又は費用          |                       |
|      |    | であって規則で定             | (5) 中国残留邦人等支援給付等関係 |    |    | の徴収に関する事          |                       |
|      |    | めるもの                 | <u>情報</u>          |    |    | 務であって規則で          |                       |
|      |    |                      | (6) 障害者関係情報        |    |    | 定めるもの             |                       |
| 17 F | 市長 | 特別児童扶養手当             | 次に掲げる情報であって、規則で定め  | 17 | 市長 | 特別児童扶養手当          | 住民票関係情報、地方税関係情報、生     |
|      |    | 等の支給に関する             | <u>るもの</u>         |    |    | 等の支給に関する          | 活保護関係情報、外国人生活保護関係     |
|      |    | 法律による障害児             | (1) 住民票関係情報        |    |    | 法律による障害児          | 情報、中国残留邦人等支援給付等関係     |
|      |    | 福祉手当若しくは             | (2) 地方税関係情報        |    |    | 福祉手当若しくは          | 情報又は障害者関係情報であって規      |
|      |    | 特別障害者手当又             | (3) 生活保護関係情報       |    |    | 特別障害者手当又          | <u>則で定めるもの</u>        |
|      |    | は国民年金法等の             | (4) 外国人生活保護関係情報    |    |    | は国民年金法等の          |                       |
|      |    | 一部を改正する法             | (5) 中国残留邦人等支援給付等関係 |    |    | 一部を改正する法          |                       |
|      |    | 律附則 <u>第 97 条第 1</u> | 情報                 |    |    | 律附則 <u>第九十七条</u>  |                       |
|      |    | <u>項</u> の福祉手当の支     | (6) 障害者関係情報        |    |    | 第一項の福祉手当          |                       |
|      |    | 給に関する事務で             |                    |    |    | の支給に関する事          |                       |
|      |    | あって規則で定め             |                    |    |    | 務であって規則で          |                       |
|      |    | るもの                  |                    |    |    | 定めるもの             |                       |
| 18 F | 市長 | 母子保健法による             | 次に掲げる情報であって、規則で定め  | 18 | 市長 | 母子保健法による          | 地方税関係情報、外国人生活保護関係     |
|      |    | 保健指導、新生児の            | <u>るもの</u>         |    |    | 保健指導、新生児の         | 情報、羽曳野市重度障害者の医療費の     |
|      |    | 訪問指導、健康診             | (1) 地方税関係情報        |    |    | 訪問指導、健康診          | 助成に関する条例による医療費の助      |
|      |    | 査、妊娠の届出、母            | (2) 外国人生活保護関係情報    |    |    | 査、妊娠の届出、母         | 成に関する情報、羽曳野市ひとり親家     |
|      |    | 子健康手帳の交付、            | (3) 羽曳野市重度障害者の医療費の |    |    | 子健康手帳の交付、         | 庭の医療費の助成に関する条例によ      |
|      |    | 妊産婦の訪問指導、            | 助成に関する条例による医療費の    |    |    | 妊産婦の訪問指導、         | る医療費の助成に関する情報又は羽      |
|      |    | 低体重児の届出、未            | 助成に関する情報           |    |    | 低体重児の届出、未         | 曳野市子どもの医療費の助成に関す      |
|      |    | 熟児の訪問指導、養            | (4) 羽曳野市ひとり親家庭の医療費 |    |    | 熟児の訪問指導、養         | る条例による医療費の助成に関する      |
|      |    | 育医療の給付若し             | の助成に関する条例による医療費    |    |    | 育医療の給付若し          | <u>情報であって規則で定めるもの</u> |
|      |    | くは養育医療に要             | <u>の助成に関する情報</u>   |    |    | くは養育医療に要          |                       |

| する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの   |
|--|
| する事務であって   加別で定めるもの   上関する情報   する事務であって   規則で定めるもの   大に掲げる情報であって、規則で定めるもの   19 市長   高齢者の医療の確   保に関する法律に   よる後期高齢者医   (1) 住民票関係情報   (2) 地方税関係情報   (2) 地方税関係情報   (2) 地方税関係情報   (3) 医療保険給付関係情報   (4) 生活保護関係情報   (4) 生活保護関係情報   (4) 生活保護関係情報   (5) 外国人生活保護関係情報   (5) 外国人生活保護関係情報   (6) 中国残留邦人等支援給付等関係   (6) 中国残留邦人等支援給付等関係   (7) 中国残留邦人等支援給付等関係   (4) 生活保護関係情報   (5) 外国人生活保護関係情報   (5) 外国人生活保護関係情報   (6) 中国残留邦人等支援給付等関係   (5) 外国人生活保護関係情報   (6) 中国残留邦人等支援給付等関係   (5) 外国人生活保護関係情報   (6) 中国残留邦人等支援給付等関係   (6) 中国残留邦人等支援給付等関係   (7) 市長 高齢者の医療の確 保に関する法律(四 保に関する法律(四 原体に関する法律(四 原体に関する法律(四 原体に関する法律(四 原体に関する法律(四 原体に関する法律(四 原体に関する法律(四 原体に関する法律(四 原体に関する法律(四 原体に関する法律(四 原体に関する法律(回 原体的 原体に関する法律(回 原体的  |
| 規則で定めるもの   |
| 19 市長   高齢者の医療の確 保に関する法律に  |
| 保に関する法律に<br>よる後期高齢者医療給付の支給、保険<br>料の徴収又は保健<br>事業の実施に関す<br>る事務であって規則で定めるもの (1) 住民票関係情報<br>(2) 地方税関係情報<br>(2) 地方税関係情報<br>(3) 医療保険給付関係情報<br>(4) 生活保護関係情報<br>(5) 外国人生活保護関係情報<br>(6) 中国残留邦人等支援給付等関係<br>(6) 中国残留邦人等支援給付等関係<br>(7) 住民票関係情報<br>(1) 住民票関係情報<br>(2) 地方税関係情報<br>(2) 地方税関係情報<br>(3) 医療保険給付関係情報<br>(4) 生活保護関係情報<br>(5) 外国人生活保護関係情報<br>(6) 中国残留邦人等支援給付等関係<br>(7) 保に関する法律(昭和、  |
| よる後期高齢者医療給付の支給、保険療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの       (1) 住民票関係情報       (1) 住民票関係情報       (2) 地方税関係情報       (2) 地方税関係情報       (3) 医療保険給付関係情報       (4) 生活保護関係情報       (5) 外国人生活保護関係情報       (5) 外国人生活保護関係情報       (6) 中国残留邦人等支援給付等関係       (6) 中国残留邦人等支援給付等関係       (7) 年法律第 80 日本の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関係情報、介護保険給付等関係情報、内護保険給付等関係を開業の実施に関係情報を表する。       (6) 中国残留邦人等支援給付等関係       (6) 中国残留邦人等支援給付等関係       (7) 日本の登場を表する。       (7) 日本の表記を表する。       (7) 日本の表記を表する。 <t< th=""></t<> |
| 療給付の支給、保険<br>料の徴収又は保健<br>事業の実施に関す<br>る事務であって規<br>則で定めるもの       (2) 地方税関係情報<br>(3) 医療保険給付関係情報<br>(4) 生活保護関係情報<br>(5) 外国人生活保護関係情報<br>(6) 中国残留邦人等支援給付等関係<br>(6) 中国残留邦人等支援給付等関係<br>(7) 地方税関係情報<br>(3) 医療保険給付関係情報<br>(4) 生活保護関係情報<br>(5) 外国人生活保護関係情報<br>(6) 中国残留邦人等支援給付等関係<br>(6) 中国残留邦人等支援給付等関係<br>(7) 関する事務であっ       房)による後期高齢<br>者医療給付の支給、<br>保険料の徴収又は<br>保健事業の実施に<br>関する事務であっ       図邦人等支援給付等関係情報<br>児童手当関係情報又は児童扶養手<br>関係情報であって規則で定めるもの  |
| 料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの       (3) 医療保険給付関係情報       者医療給付の支給、保険料の徴収又は保護関係情報       関係情報、介護保険給付等関係情報         (5) 外国人生活保護関係情報則で定めるもの       (6) 中国残留邦人等支援給付等関係       関する事務であって規則で定めるもの       関係情報であって規則で定めるもの   |
| 事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの       (4) 生活保護関係情報       保険料の徴収又は 保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの       児童手当関係情報又は児童扶養手関係情報であって規則で定めるもの関する事務であった規則で定めるもの   |
| る事務であって規則で定めるもの       (5) 外国人生活保護関係情報       保健事業の実施に関係情報であって規則で定めるもの       関する事務であった   |
| 則で定めるもの (6) 中国残留邦人等支援給付等関係 関する事務であっ  |
|  |
| <u>情報</u>  |
|  |
| (7) 障害者関係情報       の  |
| (8) 介護保険給付等関係情報  |
| (9) 児童手当関係情報 (1) (2) (3) (4) (4) (4) (5) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6  |
| (10) 児童扶養手当関係情報  |
| 20 市長   介護保険法による   次に掲げる情報であって、規則で定め   20 市長   介護保険法(平成 9   住民票関係情報、地方税関係情報、   |
| 保険給付の支給、地 <u>るもの</u>   |
| 域支援事業の実施   (1) 住民票関係情報   |
| 又は保険料の徴収   <u>(2) 地方税関係情報</u>   給、地域支援事業の   <u>て規則で定めるもの</u>   |
| に関する事務であ   <u>(3) 外国人生活保護関係情報</u>   実施又は保険料の   |
| って規則で定める   <u>(4) 中国残留邦人等支援給付等関係</u>   徴収に関する事務  |
| loo   <u>情報</u>   であって規則で定     であって規則で定  |
| めるもの   |
| 21 市長   障害者の日常生活   <u>次に掲げる情報であって、規則で定め</u>   21 市長   障害者の日常生活   <u>住民票関係情報、地方税関係情報、</u>   |
| 及び社会生活を総 <u>るもの</u>  |
| 合的に支援するた   <u>(1) 住民票関係情報</u>   合的に支援するた   <u>情報、中国残留邦人等支援給付等関</u>   |
| めの法律による自 <u>(2) 地方税関係情報</u>   めの法律 <u>(平成 17 年</u> <u>情報、障害者関係情報、医療保険総</u>   |
| 立支援給付の支給   (3) 生活保護関係情報   <u>法律第 123 号)</u> によ   関係情報又は年金給付関係情報で   |
| 又は地域生活支援   (4) 外国人生活保護関係情報   |
| 事業の実施に関す   <u>(5) 中国残留邦人等支援給付等関係</u>   支給又は地域生活  |

|   | • |
|---|---|
| h |   |
| ÷ | 5 |
| _ | ~ |
|   |   |

|        | る事務であって規  | 情報                |     |    |       | 支援事業の実施に  |                   |
|--------|-----------|-------------------|-----|----|-------|-----------|-------------------|
|        | 則で定めるもの   | (6) 障害者関係情報       |     |    |       | 関する事務であっ  |                   |
|        |           | (7) 医療保険給付関係情報    |     |    |       | て規則で定めるも  |                   |
|        |           | (8) 年金給付関係情報      |     |    |       | 0         |                   |
| 22 市長  | 子ども・子育て支援 | 次に掲げる情報であって、規則で定め |     | 22 | 市長    | 子ども・子育て支援 | 住民票関係情報、地方税関係情報、生 |
|        | 法による子どもの  | <u> るもの</u>       |     |    |       | 法による子どもの  | 活保護関係情報又は外国人生活保護  |
|        | ための教育・保育給 | (1) 住民票関係情報       |     |    |       | ための教育・保育給 | 関係情報であって規則で定めるもの  |
|        | 付若しくは子ども  | (2) 地方税関係情報       |     |    |       | 付若しくは子ども  |                   |
|        | のための施設等利  | (3) 生活保護関係情報      |     |    |       | のための施設等利  |                   |
|        | 用給付の支給又は  | (4) 外国人生活保護関係情報   |     |    |       | 用給付の支給又は  |                   |
|        | 地域子ども・子育て |                   |     |    |       | 地域子ども・子育て |                   |
|        | 支援事業の実施に  |                   |     |    |       | 支援事業の実施に  |                   |
|        | 関する事務であっ  |                   |     |    |       | 関する事務であっ  |                   |
|        | て規則で定めるも  |                   |     |    |       | て規則で定めるも  |                   |
|        | 0         |                   |     |    |       | 0)        |                   |
| 別表第3(第 | 5 条関係)    | •                 | 1 別 | 表第 | 第3(第5 | · 条関係)    |                   |

## | 別衣弗 3(弗 5 余))(第7)

|  | 情報照会 | 事務       | 情報提供 | 特定個人情報       |
|--|------|----------|------|--------------|
|  | 機関   | 機関 機関    |      |              |
|  | 1 教育 | 就学援助に関する | 市長   | 次に掲げる情報であっ   |
|  | 委員会  | 事務であって規則 |      | て、規則で定めるもの   |
|  |      | で定めるもの   |      | (1) 住民票関係情報  |
|  |      |          |      | (2) 地方税関係情報  |
|  |      |          |      | (3) 生活保護関係情報 |
|  |      |          |      | (4) 外国人生活保護関 |
|  |      |          |      | 係情報          |
|  |      |          |      | (5) 児童扶養手当関係 |
|  |      |          |      | 情報           |
|  |      |          |      | (6) 年金給付関係情報 |
|  | 2 教育 | 特別支援教育就学 | 市長   | 次に掲げる情報であっ   |
|  | 委員会  | 奨励費の支給に関 |      | て、規則で定めるもの   |
|  |      | する事務であって |      | (1) 住民票関係情報  |
|  |      | 規則で定めるもの |      | (2) 地方税関係情報  |
|  |      |          |      |              |

## | 川衣男3(男5条関係)

| 情報照会事務 |      | 事務       | 情報提供 | 特定個人情報      |
|--------|------|----------|------|-------------|
|        | 機関   |          | 機関   |             |
|        | 1 教育 | 就学援助に関する | 市長   | 住民票関係情報、地方税 |
|        | 委員会  | 事務であって規則 |      | 関係情報、生活保護関係 |
|        |      | で定めるもの   |      | 情報、外国人生活保護関 |
|        |      |          |      | 係情報、児童扶養手当関 |
|        |      |          |      | 係情報又は年金給付関係 |
|        |      |          |      | 情報であって規則で定め |
|        |      |          |      | <u> るもの</u> |
|        |      |          |      |             |
|        |      |          |      |             |
|        |      |          |      |             |
|        | 2 教育 | 特別支援教育就学 | 市長   | 住民票関係情報、地方税 |
|        | 委員会  | 奨励費の支給に関 |      | 関係情報、生活保護関係 |
|        |      | する事務であって |      | 情報、外国人生活保護関 |
|        |      | 規則で定めるもの |      | 係情報、年金給付関係情 |

| <br>                     |             |
|--------------------------|-------------|
| (3) 生活保護関係情報             | 報又は公的給付支給等口 |
| (4) 外国人生活保護関             | 座登録簿関係情報であっ |
| <u>係情報</u>               | て規則で定めるもの   |
| (5) 年金給付関係情報             |             |
| (6) 公的給付支給等口<br>座登録簿関係情報 |             |
| <u> </u>                 |             |
|                          |             |
|                          |             |
|                          |             |
|                          |             |
|                          |             |
|                          |             |
|                          |             |
|                          |             |
|                          |             |
|                          |             |
|                          |             |
|                          |             |
|                          |             |
|                          |             |
|                          |             |
|                          |             |
|                          |             |
|                          |             |
|                          |             |
|                          |             |
|                          |             |
|                          |             |
|                          |             |
|                          |             |
|                          |             |